

東伊豆町職員の給与・定員管理の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和6年度の人件費率
令和6 年度	人 11,093	千円 6,422,010	千円 493,985	千円 1,150,735	% 17.9	% 17.9

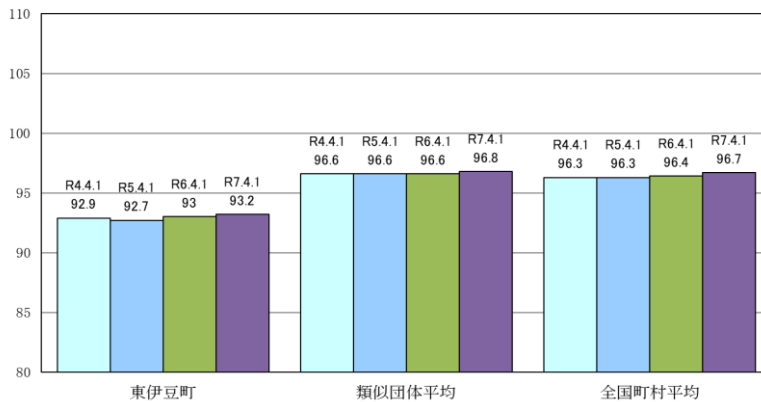
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
令和6 年度	人 114	千円 442,125	千円 43,194	千円 176,227	千円 661,546	千円 5,803	千円 5,921

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

【実施時期】平成28年4月1日
 (内容) 国の見直し内容に準じ、平均1.6%引き下げ。激変緩和のため2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準4%に対し、東伊豆町においても4%を支給。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
東伊豆町の支給割合	0%	2%	4%

③その他の見直し内容

単身赴任手当
 【実施時期】平成28年4月1日
 (内容) 人事交流及び派遣職員として勤務している該当職員に対し支給を開始。支給額は国に準じている。

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東伊豆町	44.2 歳	323,191 円	383,448 円	343,844 円
静岡県	42.6 歳	314,003 円	443,233 円	380,965 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.0 歳	320,372 円	372,776 円	348,009 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給料月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東伊豆町	43.7 歳	5 人	254,100 円	285,721 円	271,302 円	—	—	—	—
うち用務員	61.9 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	運転・清掃・包装等従事者	54.2 歳	238,300 円	*
うち自動車運転手	41.1 歳	2 人	* 円	* 円	* 円	乗用自動車運転者	60.1 歳	250,700 円	*
うちその他	33.1 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	—	— 歳	— 円	*
静岡県	52.2 歳	95 人	295,809 円	— 円	317,656 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	50.2 歳	5 人	292,938 円	319,896 円	306,137 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	(C)/(D)
	東伊豆町	4,381,024 円	—
うち自動車運転手	— 円	— 円	—
うち用務員	— 円	— 円	—
うち給食調理員	— 円	— 円	—
うちその他	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東伊豆町	44.3 歳	289,462 円	301,712 円
静岡県	42.0 歳	377,112 円	427,715 円
類似団体	41.9 歳	315,340 円	348,480 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		東伊豆町	静岡県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	228,826 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	197,281 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	195,252 円	-
	中学卒	185,700 円	- 円	-
教育職	大学卒	220,000 円	250,532 円	-
	高校卒	194,500 円	211,887 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

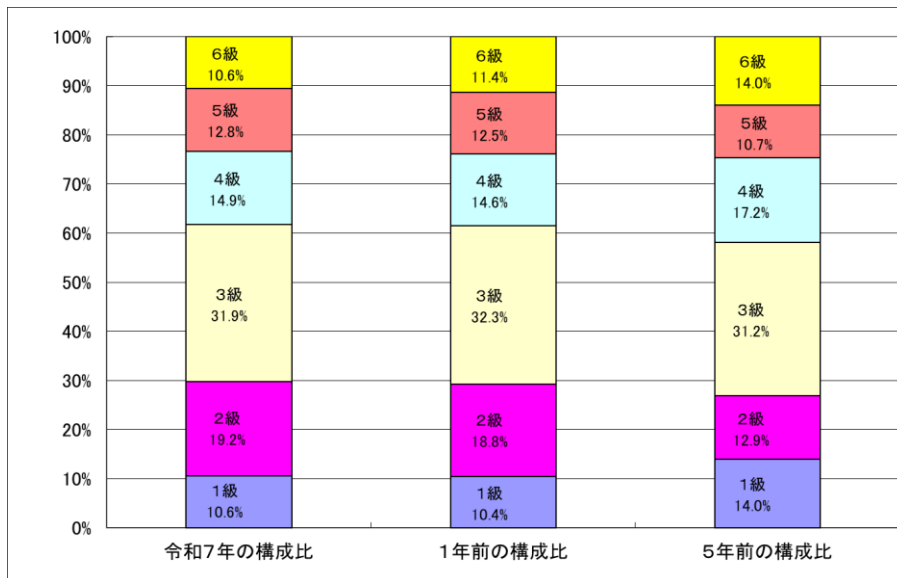
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,180 円	329,266 円	337,020 円	367,740 円
	高校卒	253,200 円	- 円	- 円	349,500 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	短大卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

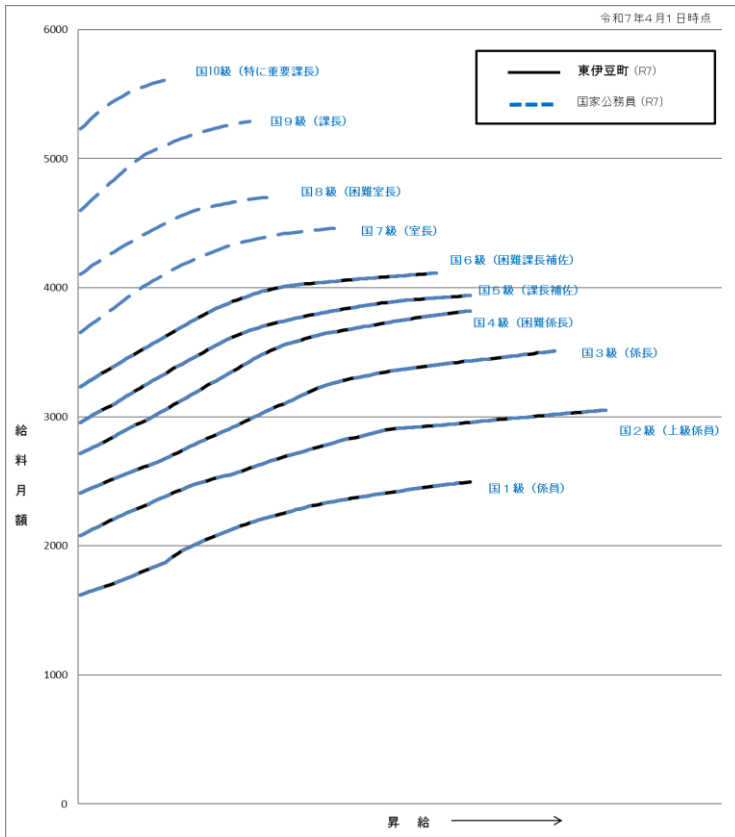
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・技師補・栄養士・看護師・司書・教諭・主事・技師・保健師	10人	10.6%	183,500円	258,100円
2級	主任主事・技師・保健師・栄養士・看護師・司書・教諭	18人	19.2%	230,000円	308,500円
3級	主査・主任技師・主任保健師・主任栄養士・主任看護師・主任司書・主任教諭	30人	31.9%	265,300円	354,700円
4級	係長・館長・園長・教頭	14人	14.9%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐・局長補佐・主幹・館長・園長・教頭・室長	12人	12.8%	321,300円	398,200円
6級	課長・局長・防災監・技監・参与・参事	10人	10.6%	355,200円	415,700円

(注) 1 東伊豆町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令8年4月1日までににおける	運用	管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある成績率
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ	人事評価を実施していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東伊豆町	静岡県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,581 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,859 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) — 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 20~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

東伊豆町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
調整率	83.7 /100			調整率	83.7 /100		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	自己都合 5,370 千円	応募認定・定年 20,232 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	2 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	750 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	2.40 %		
手当の種類(手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税徴収事務手当	町税の徴収事務、滞納整理に従事した職員	徴収、滞納整理事務	日額300円(4時間以内150円)
社会福祉業務手当	行路病人、行路死亡者の処理をした職員	行路病人、行路死亡者の処理	日額800円以内
保健衛生業務手当	伝染病防疫作業・塵芥焼却場清掃従事職員	伝染病防疫・塵芥焼却場清掃	予防救治又は処理 日額400円以内 塵芥焼却場清掃 日額800円以内
道路上作業手当	道路上作業に従事した職員	道路上作業	日額150円(4時間未満90円)
防災対策業務手当	防災対策等に従事した職員	防災対策等業務	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	18,017 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	184 千円
支給実績(令和5年度決算)	14,056 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	126 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算定する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000円 父母等6,500円 特定期間(15~22歳)の加算 5,000円	同		9,480 千円	185,882 円
住居手当	●借家・借間 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ●家賃23,000円以上 家賃額-23,000円×1/2(上限 16,000円)+11,000円	異	手当上限 額 国:28,000 円 町:27,000 円	6,235 千円	259,804 円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等相当額55,000円以下の場合、運賃相当額 ●自動車等利用者(基準額) 片道 2~5km未満 2,000円 片道 5~10km未満 4,200円 片道 10~15km未満 7,100円 片道 15~20km未満 10,000円 片道 20~25km未満 12,900円 片道 25~30km未満 15,800円 片道 30~35km未満 18,700円 片道 35~40km未満 21,600円 片道 40~45km未満 24,400円 片道 45~50km未満 26,200円 片道 50~55km未満 28,000円 片道 55~60km未満 29,800円 片道 60km~ 31,600円 (3km以上加算あり)	同		8,318 千円	114,062 円
管理職手当	総務課長 35,400円 課長・局長・参事・技監 33,200円	異		5,205 千円	400,431 円
管理職員特別勤務手当	週休日等勤務 12,000円 (6時間以上勤務 18,000円) 平日午前0時~午前5時までの間勤務 6,000円 ※緊急等で勤務した場合のみ支給	異	国:週休日 等18,000円 ~6,000円 平日深夜 6,000円~ 3,000円	156 千円	52,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料 報 酬	町 長	609,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円/ 382,500 円			
	副 町 長	(522,000	円)	680,000 円/ 430,400 円			
	議 長	(240,000	円)	408,000 円/ 230,000 円			
	副 議 長	(184,000	円)	342,000 円/ 180,000 円			
	議 員	(168,000	円)	323,000 円/ 157,000 円			
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長	(令和6年度支給割合) 4.60		月分	役職加算 15%		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.60		月分	役職加算 15%		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長 教 育 長	(算定方式) 給料月額×年数×500/100 給料月額×年数×300/100 給料月額×年数×220/100		(支給時期) :期ごと又は通算 :期ごと又は通算 :期ごと又は通算			
	備 考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

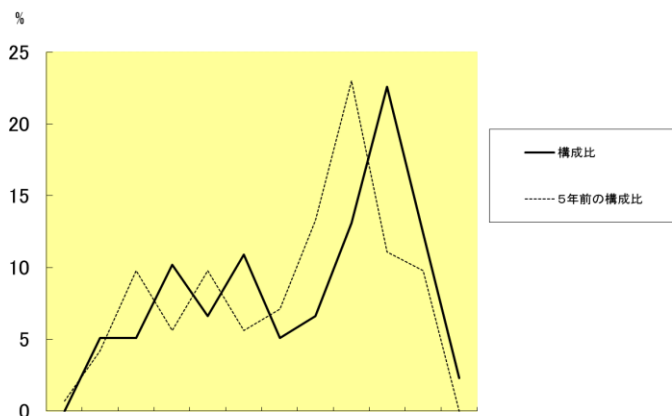
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	派遣職員の配置、業務量増加による増員、育児休暇復帰後異動による減員 定年延長による職員退職による減員
		総務	39	40	1	
		税務	11	10	▲1	
		農林水産	5	5	0	
		商工	7	7	0	
		土木	7	7	0	
		民生	10	9	▲1	
		衛生	11	11	0	
		計	92	91	▲1	
	教育部門	24	23	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.03 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 90.31 人)	
小 計	114	114	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.77 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.63 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道 国保・介護	12	12	0	外部団体への派遣による減員	
	小 計	24	23	▲1		
合 計		138	137	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 123.50 人	
		[208]	[208]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	7人	14人	9人	15人	7人	9人	18人	31人	17人	3人	137人

(3) 職員数の推移

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	90	89	91	89	92	91	1 (1.1%)
教育	28	26	24	24	22	23	▲5(▲17.9%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計	118	115	115	113	114	114	▲4(▲3.4%)
公営企業等会計	25	25	24	23	24	23	▲2(▲8.0%)
総合計	143	140	139	136	138	137	▲6(▲4.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6 年度	千円 391,199	千円 16,888	千円 90,433	% 23.1	% 24.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 12	千円 46,320	千円 5,300	千円 18,352	千円 69,972	千円 5,831	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東伊豆町	47.0 歳	313,883 円	464,148 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東伊豆町		東伊豆町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(令和6年度)	1,529 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度)	1,581 千円
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%～15%		・役職加算 5%～15%	

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

東伊豆町			東伊豆町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	5,370 千円	20,232 千円

退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(注1) 支給実績なしのため記載省略

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		6		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		6,300		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		8.0		%
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
料金徴収事務	水道使用料金の徴収事務に従事する職員	水道使用料金徴収、滞納処理	月額300円(4時間以内150円)	

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	950	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	86,389	千円
支給実績(令和5年度決算)	1,970	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	197	千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000円 父母等6,500円 特定期間(15~22歳)の加算5,000円	同		1,089	155,500
住居手当	●借家・借間 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ●家賃23,000円以上 家賃額-23,000円×1/2(上限16,000円)+11,000円	異		912	304,000
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等相当額55,000円以下の場合、運賃相当額 ●自動車等利用者(基準額) 片道 2~5km未満 2,000円 片道 5~10km未満 4,200円 片道 10~15km未満 7,100円 片道 15~20km未満 10,000円 片道 20~25km未満 12,900円 片道 25~30km未満 15,800円 片道 30~35km未満 18,700円 片道 35~40km未満 21,600円 片道 40~45km未満 24,400円 片道 45~50km未満 26,200円 片道 50~55km未満 28,000円 片道 55~60km未満 29,800円 片道 60km~ 31,600円 (3km以上加算あり)	同		854	106,800
管理職手当	総務課長 35,400円 課長・局長・参事・技監 33,200円	異		398	398,400
管理職員特別勤務手当	週休日等勤務 12,000円 (6時間以上勤務 18,000円) 平日午前0時~午前5時までの間勤務 6,000円 ※緊急等で勤務した場合のみ支給	異		0	0